

## 個人情報 の 適正管理 及び 秘密 の 保持 に 関する 規程

「協同組合 若越」の事業である「外国人技能実習生に係る職業紹介事業」及び「組合員のためにする外国人技能実習生共同受入事業」を組合役職員が遂行する場合において、求職側である技能実習生や求人側である実習実施者の役職員などの個人情報を取り扱うに当たり、以下の規程を設けてこれを遵守するものとする。

1. 個人情報を取り扱う役職員は外国人技能実習生に係る業務部門の者とし、取扱責任者は代表理事である「本道 和也」とする。
2. 取扱責任者は、個人情報を取り扱う 1 に記載する事業所内の役職員に対し、個人情報取扱いに関する教育・指導を年 1 回実施することとする。また、取扱責任者は、個人情報管理士の資格を取得し個人情報取扱責任者としての知識を維持することが望ましい。
3. 取扱者は個人情報を先に掲げる「外国人技能実習生に係る職業紹介事業」及び「組合員のためにする外国人技能実習生共同受入事業」を遂行する目的のため以外に利用・開示・流出をしてはならない。
4. 紙媒体や磁気媒体で個人情報の記録がある資料を処分する場合には、必ず焼却または事務所備え付けの破砕機を使用して破砕するといった手段にて処分することとする。
5. 取扱者は、個人情報に関して当該情報に係る本人から情報開示請求があった場合は、その請求に基づき本人が有する資格や職業経験など客観的事実に基づく情報の開示を遅滞無く行うものとする。さらにこれに基づき個人情報の訂正または削除の請求があったときは、当該請求内容が客観的事実に合致するときは遅滞無く訂正または削除を行うものとする。
6. 取扱責任者は、個人情報の開示又は訂正・削除に係る取扱いについて、求職側である技能実習生等への周知に努めることとする。
7. 求職側である技能実習生等の個人情報に関して、当該情報に係る本人からの苦情の申し出があった場合については、取扱責任者である「本道 和也」が担当者となって、誠意を持って適切な処理をすることとする。

平成 29 年 6 月 1 日

福井県福井市舟橋 3 丁目 1001 番地

協同組合 若 越  
代表理事 本道 和也